

# 台湾における特許、実用新案、意匠に関する住所、名義、名称変更手続



弁理士

歐 姿漣

侯 本怡

理律法律事務所

Lee and Li, Attorneys-at-Law

理律法律事務所は、台湾最大の総合法律事務所として、創立以来、半世紀以上にわたって、「關懷」(Care)、「服務」(Serve)、「卓越」(Excel)を核心的価値として発展してきた。

歐は、長年、日本の大手企業を代理し、化学工学、化学、半導体、液晶材料、医薬及び製造プロセスに関する特許の出願、調査、有効性分析、侵害鑑定、紛争処理および特許訴訟において豊富な経験を有する。

侯は、東呉大学日本語学科を卒業し、長年、権利変更及び年金などの手続を担当している。

本稿では、台湾における名義変更、名称変更および住所変更手続に関する法規定、証明書類および庁費用について解説する。

## I. 名義変更

### (1) 法規定

台湾専利法（台湾専利法が定める「専利」は、特許、実用新案、意匠を含む。）第6条では、「専利出願権および専利権は、いずれも譲渡または相続することができる」と規定されている。名義変更の理由としては、一般的に、譲渡（全部または一部）、持分放棄、および法人の吸収合併、会社分割などがある。名義変更手続は、譲渡人または譲受人のいずれも提出することができる。また、主務機関に対し名義変更登録を行わなければ、第三者に対抗できない。

### (2) 証明書類および庁費用

名義変更手続に必要な証明書類および庁費用は、特許、実用新案、意匠にかかわらず同様であるが、名義変更の理由により異なっており、それぞれ以下のとおりである。

#### 1. 譲渡（全部または一部）

##### 証明書類

(1)譲渡する旨および譲渡対象が明記された証明書類

(2)委任書（代理人が手続を行う場合）

譲渡人が提出する場合は、譲渡人の委任書が必要である。

譲受人が提出する場合は、譲受人の委任書が必要である。

(3)共有者の同意書

台湾専利法第13条の「…専利を受ける権利の共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を他人に譲渡することができない…」との規定により、共有者がいる場合は、共有者の同意書も必要である。

#### 庁費用

NTD2,000

## 2. 持分放棄

台湾専利法第13条および第65条には、「…共有者がその持分を放棄する場合、当該部分はその他の共有者に帰属する。」と規定されている。

#### 証明書類

自己の持分を放棄すること、放棄した権利を他の共有者に帰属させること、および放棄する対象を明記した書類

#### 庁費用

不要

## 3. 吸収合併

#### 証明書類

(1)合併の事実が記載されている書類（登記事項証明書または閉鎖登記事項証明書）

(2)存続会社の委任書

### 庁費用

NTD2,000

## 4. 会社分割

### 証明書類

(1)会社分割の特徴は、もともとの会社は消滅せずに残るところにあるので、承継された案件であることが分かるように、それを明記した証明書類が必要である（一般的譲渡証を利用する）。

(2)承継会社の委任状

(3)共有者の同意書

共有者がいる場合、共有者の同意書が必要である。

### 庁費用

NTD2,000

## **(3)関連意匠権の名義変更**

台湾専利法第138条にて、「関連意匠権は、その本意匠権とともに譲渡、信託、承継、実施権の設定または質権の設定をしなければならない。」と規定されているので、関連意匠権は単独で名義変更手続きを行うことはできない。

## **II. 名称変更**

### **(1)法規定**

台湾専利法施行規則第7条にて、「出願人の氏名または名称、印鑑、住（居）所または営業所名に変更があるとき、証明書類を提出して特許主務官庁に変更を申請しなければならない。ただし、その変更が書類で証明する必要のない場合には、提出を免除する。」と規定されている。

### **(2)証明書類および庁費用**

名称変更手続に必要な証明書類および庁費用は、登録前後、特許、実用新案、意匠にかかわらず同様であり、以下のとおりである。

#### 証明書類

名称変更の事実が記載されている「履歴事項証明書」（変更事項が記載されていれば、履歴事項一部証明書でも可）を提出すればよく、その他の証明書類は必要ない。ただし、ある案件の名称変更手続を行う者が当該案件の出願代理人ではない場合、上記書類のほか、変更後の社名が記載されている委任状を提出する必要がある。

#### 庁費用

NTD300

### III. 住所変更

住所変更手続には、証明書類が不要で、新たな住所を届に明記して提出すればよい。ただし、ある案件の住所変更手続を行う者が当該案件の出願代理人ではない場合は、委任状を提出する必要がある。

#### 庁費用

不要

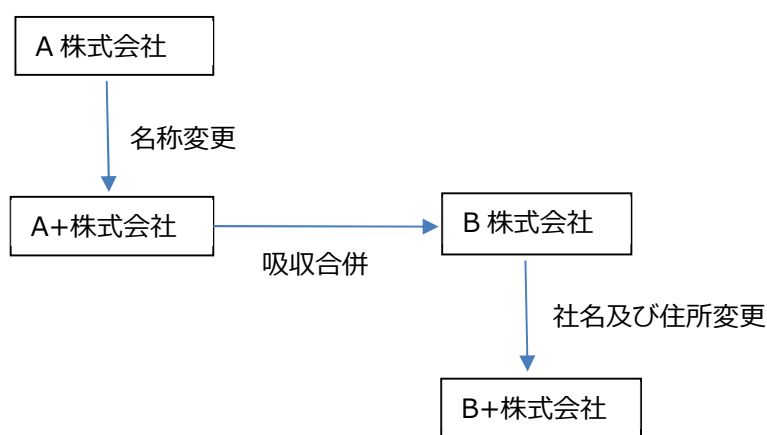
### IV. 複数の変更手続

上記名義変更、名称変更および住所変更の変更手続が複数の場合は、1度に書類を提出し手続することも可能である。手続に必要な必要書類と庁費用は、変更手続の内容により異なる。以下に、4つの例を挙げて説明する。

#### (例1)

図1のように、A株式会社からB+株式会社に名義変更する場合、①A株式会社からA+株式会社に名称変更された事実を証明する書類、②A+株式会社がB株式会社に吸収合併された事実を証明する書類、③B株式会社からB+株式会社に名称変更された事実を証明する書類の3つの証明書類、および④B+株式会社の委任状が必要である。その場合、庁費用はNTD2,300となる。

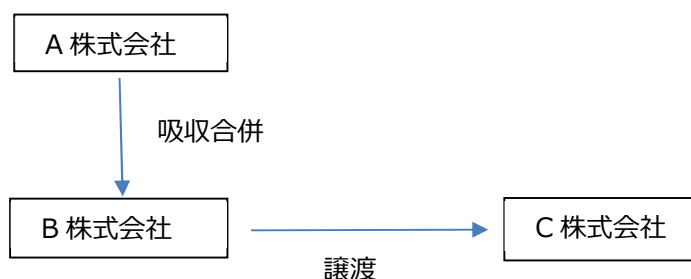
図1：名義変更手続例1



(例2)

図2のように、A 株式会社から C 株式会社に変更する場合、①A 株式会社が B 株式会社に合併された事実を証明する書類、②B 株式会社から C 株式会社に譲渡されたことを証明する書類の2つの証明書類、および③C 株式会社の委任状を提出する必要がある。その場合、庁費用はNTD2,000となる。

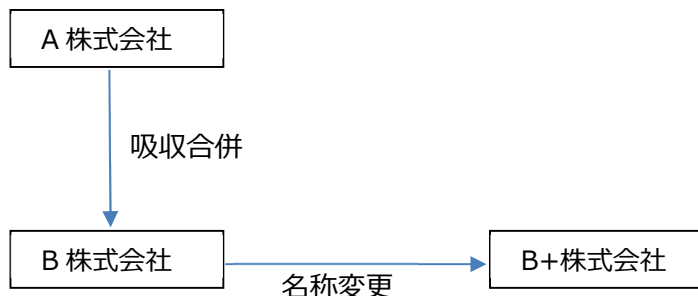
図2：名義変更手続例2



(例3)

図3のように、A株式会社がB+株式会社に名義変更する場合、①A株式会社がB株式会社に合併された事実を証明する書類、②B株式会社がB+株式会社に名称変更された事実を証明する書類の2つの証明書類および③B+株式会社の委任状を提出する必要がある。その場合、庁費用はNTD2,000となる。

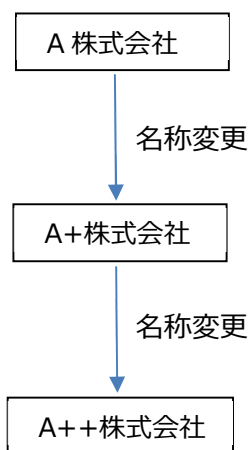
図3：名義変更手続例3



(例4)

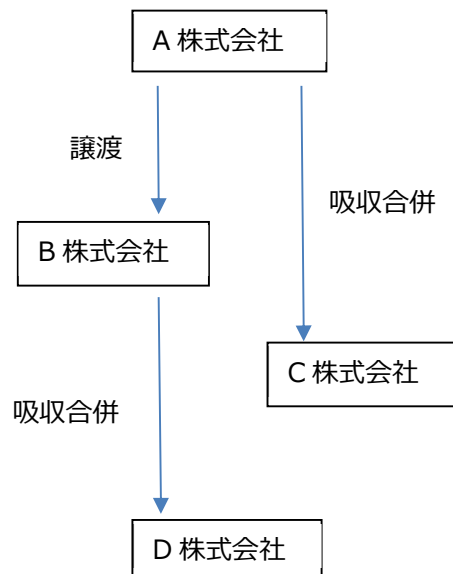
図4のように、A株式会社からA+株式会社に名称変更し、その後、再びA++株式会社に名称と住所を変更する場合、①A株式会社からA+株式会社に名称変更された事実を証明する書類、②A+株式会社に名称変更された事実を証明する書類の2つの証明書類を提出する必要がある。その場合、庁費用はNTD300となる。

図4：名義変更手続例4



ただし、複数の変更手続を1度にできない場合もある。例えば、図5のように、D株式会社が名義変更手続をしようとした際、A株式会社が既に消滅している場合、書類を作成できない。また、A株式会社とB株式会社の譲渡契約に対象案件が記載されていない場合なども、手続が進められない。したがって、変更手続は早めに行うことを勧める。

図5：複数の変更手続を1度にできない例



【出典】

- 1.台湾専利法
- 2.台湾専利法施行規則

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)